


所管部課	学校教育部 教育総務課	部長	矢吹 勇一			
件名	東大和市立児童館条例施行規則について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関	青少年課				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和4年4月1日付で行われる組織改正に伴い、教育委員会規則として新たに制定するものである。</p> <p>(1) 制定する規則 東大和市立児童館条例施行規則</p> <p>(2) 主な内容 東大和市立児童館利用のための登録方法及び利用対象者等に関することを定める。</p> <p>(3) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 東大和市立児童館に関する事務を適切に執行できる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書課において審査済み。</li> <li>・令和4年3月23日開催の令和4年第3回東大和市教育委員会定例会において承認済み。</li> </ul>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。